平成２７年（フ）第５０号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡10109番地９
債務者　井手　英雄
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１３９号
新潟市南区鯵潟１丁目８番10号　新鯵潟住宅79号
債務者　武田　文夫
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０号
新潟市南区鯵潟１丁目８番10号　新鯵潟住宅79号
債務者　武田　良子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１１号
金沢市泉１丁目５番62号
債務者　川上　由利
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第７５号
滋賀県彦根市芹川町1212番地　513号、前住所滋賀県彦根市芹川町1212番地　303号
債務者　竹澤　輝子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第７７号
滋賀県彦根市海瀬町572番地、前住所滋賀県愛知郡愛荘町東円堂1272番地　徳田荘19号
債務者　木村　明子
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２９６号
神戸市北区有野台６丁目20番地　Ｂ10棟305号
債務者　川本　　修
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６２号
神戸市須磨区東落合１丁目３番171―806号
債務者　内原　陽子
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７１号
神戸市須磨区松風町３丁目１番２―704号
債務者　鄭　　貞治
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８号
兵庫県南あわじ市賀集鍛治屋340番地、前住所大阪市中央区西心斎橋２丁目16番11―603号
債務者　西條奈津子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
鳥取県鳥取市的場４丁目63番地　メゾン・プレール101号
債務者　齋藤　由美
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４号
広島県三次市十日市南６丁目６番28号―３号
債務者　藤井　大樹（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第１５号
広島県三次市十日市東３丁目10番８号
債務者　米谷　弥惠
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第９号
愛媛県越智郡上島町生名1313番地
債務者　中本　博也
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第１７号
福岡県筑後市大字下北島303番地３
債務者　室園　雄二
1　決定年月日時　平成27年６月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第３９号
福島県郡山市成山町157番地
債務者　遠藤　　浩
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月３日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係